

委員長報告

本委員会は、去る令和7年9月17日の本会議において付託を受けた令和7年5定請願第1号「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」を政府に提出することを求める請願について、令和7年9月19日、同年11月10日、令和8年6月4日及び17日に委員会を開催し、紹介議員から趣旨説明を聴取するとともに、参考人として請願者を招聘して質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

審査の過程で委員から出された意見の要旨について、御報告申し上げます。

今回の「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」を政府に提出することを求める請願については、単なる利便性の問題にとどまらず、家族制度や戸籍制度、子供の氏の在り方など、日本社会の根幹に関わる重要な制度であり、導入の是非については十分な検討と国民的な合意形成が必要であると考えている。現在では、住民票やマイナンバーカードへの旧姓併記、各種資格や職場における旧姓の通称使用の拡大など、現行制度の下でも不便の解消に向けた改善も進められ、制度を改正する前に、まずは現行制度の改善によってどこまで課題が解決されるのか見極めることが必要であり、その結論は、立法府である国会において慎重に導かれるべきであるという意見がありました。

一方で、現行制度下における婚姻は、同姓でなければ認められない状況で、これは、日本国憲法第13条の自己決定権として保障される婚姻の自由を、不当に制限するものとの主張があり、この問題を解消するためには、選択的夫婦別姓制度の導入が必要であるとの意見がありました。

また、本請願は、直ちに制度導入を求めるものであったが、内閣や連立与党の枠組みが変わったことに伴い、現在は、国会における継続的な議論を求める旨の意向が示されている。国民の間で意見が分かれ長年議論が続いている課題であるからこそ、特定の結論を今すぐ求めるものではなく、国会での議論の継続と熟議の必要性を認めるものであるとの意見がありました。

当委員会として、請願者の願意を真摯に受け止め議論を交わし、採決を行った結果、本請願については、賛成多数により採択とすることに決しました。

以上、委員長報告といたします。

令和8年6月17日

総務企画委員会

委員長 松上京子